大田原市連続テレビ小説活用推進事業に係るキャラクター等の取扱いに関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、大関和をモチーフとした連続テレビ小説「風、薫る」の放送を契機とした地域振興を図るとともに大関和の精神及び功績を後世に引き継ぐ取組を推進することを目的に制作したキャラクター、ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（キャラクター等）

第２条　前条のキャラクター、ロゴマーク及びキャッチフレーズ（以下「キャラクター等」という。）は、次のとおりとする。

⑴　キャラクターの愛称は、チカちゃん（様式第１号）とする。

⑵　ロゴマーク及びキャッチフレーズは、様式第２号とする。

（キャラクター等の権限）

第３条　キャラクター等に関する一切の権限は、市に帰属する。

（使用料）

第４条　キャラクター等の使用料は、無料とする。

（使用の承認申請）

第５条　市民その他団体がキャラクター等を使用しようとするときは、大田原市連続テレビ小説活用推進事業キャラクター等使用承認申請書（様式第３号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　キャラクター等を使用する事業概要が分かる書類

⑵　キャラクター等を使用する状況が分かる書類（図案、デザイン等）

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の申請は要しない。

⑴　国又は地方公共団体が使用する場合

⑵　学校等の教育機関が教育の目的で使用する場合

⑶　報道機関が報道の目的で使用する場合

⑷　市職員が第１条に定める目的を達成するために使用する場合

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が認める場合

（使用の承認及び不承認）

第６条　市長は、前条第１項の申請があったときは、その内容を審査の上、使用を承認するときは、大田原市連続テレビ小説活用推進事業キャラクター等使用承認通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

２　キャラクター等の使用を承認する期間は、１年以内とする。

３　市長は、キャラクター等の使用を承認するに当たり、キャラクター等を使用する場合の色、形状等その他条件を付すことができる。

４　市長は、申請内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとし、大田原市連続テレビ小説活用推進事業キャラクター等使用不承認通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

⑴　市の信用又は品位を害する場合又はそのおそれがある場合

⑵　法令又は公序良俗に反する場合又はそのおそれがある場合

⑶　特定の政治、思想又は宗教活動に使用する場合

⑷　自己の商標や意匠とする等独占的に使用する場合

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が適切でないと認める場合

（使用上の遵守事項）

第７条　前条第１項の規定によりキャラクター等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　申請及び承認した内容のとおり使用すること。

⑵　市長が付した条件に従うこと。

⑶　承認を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。

⑷　第三者に製造等を委託する場合は、委託先との間でこの要綱に定める遵守事項に係る契約を使用者の責任において行い、管理を徹底すること。

（変更の届出）

第８条　使用者が第６条第１項の規定による承認を受けた内容を変更しようとするときは、大田原市連続テレビ小説活用推進事業キャラクター等使用変更届出書（様式第６号）に、変更する内容が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　第６条の規定は、前項の変更の承認について準用する。

（使用承認の取消し等）

第９条　市長は、使用者がこの要綱に違反していると認める場合は、第６条第１項の承認を取り消し、大田原市連続テレビ小説活用推進事業キャラクター等使用承認取消通知書（様式第７号）により使用者に通知するものとする。

２　使用者は、前項の承認の取消しを受けたときは、大田原市連続テレビ小説活用推進事業キャラクター等使用承認通知書を市長に返還しなければならない。

３　市長は、使用者が第７条各号に掲げる事項に違反していると認めるときは、キャラクター等の使用を変更させ、又は中止させることができる。

（市の責任）

第１０条　前条の承認の取消し及びキャラクター等の使用の変更又は中止により使用者が損害を受けることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

２　使用者のキャラクター等の使用により、使用者が被った損害又は使用者が与えた損害があっても、市はその賠償の責めを負わない。

（補則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、キャラクター等の使用に関し必要な事項は、市

長が別に定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。